挑單之~Challenge~

2018年 7月癸行

- ■TOP I X
- ■7月 税務カレンダー
- ■所得拡大促進税制②
- ■相続税のお話 其の①

発行:税理士法人永田会計 主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号

TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371

Mail: nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp

HP: http://www.taxnagata.com

TOPIX

7月は、夏だ!海だ!山だ!とテンション UP!ジメジメした?梅雨が終わり、本格的な 暑さも迫りつつあります。7月のイメージラン キングでは、1位七夕、2位夏休み、3位海の 日となっているみたいです。

皆さまはこの夏をどのように過ごされる予定でしょうか?こと私に関しましては、お仕事はもちろんのこと、プライベートも満喫していきたいと考えております。何をするかについては、そのまま目を瞑って察してやって下さい。

おあとがよろしいようで…

税務カレンダー

7月 文月

10日 源泉税納付期限

17日 所得税予定納税額の減額申請

31日 5月決算法人の確定申告期限 11月決算法人の中間申告 消費税・地方消費税の中間申告

所得拡大促進税制②

前回、所得拡大促進税制についてご紹介しましたが 平成30年4月1日以後開始事業年度から改正になり、平成32年度末までが適用 期間になります。

改正後の要件は次の通りです。

- ①給与等支給総額が前年度以上(基準年度との比較要件は撤廃)
- ②平均給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加

また、税額控除の上乗せがありますので要件を満たせば25%の税額控除が可能です。 上乗要件

- ◎上記②の増加率が2.5%以上かつ次のいずれかを満たすこと
 - □教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - □中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定 を受けており、経営力向上がなされていること



詳しい適用要件については、当社までお尋ねください。

相続税のお話し 其の①

相続税かかるの? かからないの?

相続税とは、被相続人(亡くなった方)の遺産を受け継ぐ際に、遺産の総額が大きいとかかる税金の事です。

しかし、その遺産の全部にかかるのではありません。相続税のかからない範囲が設けられています。この範囲のことを「基礎控除額」といいます。



基礎控除額の計算式

基礎控除額…定額控除3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

例 法定相続人が妻と子ども2人の場合

3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円

遺産の総額が基礎控除額以下の場合には、相続税はかかりません。

遺産の総額とは、土地・建物や預貯金等の財産から借入金や未払金等の債務を引いたものになります。

相続に不安を感じていらっしゃる方はご相談下さい。当社では相続財産診断を行っています。

To BE CONTINUED...

「編集後記〕

毎回、この編集後記を楽しみにして下さる皆様へ

大変申し訳ありません。今回はいつもの人ではなく雨男が担当させていただきます。雨男というニックネームは伊達ではありません。私が外に出ると曇りの日は雨、雨がすでに降っているなら強まるといった感じになります。雨に愛させる男ですが、私、雨にぬれると某パンマンみたいになるので正直勘弁してほしいところではあります。自己紹介で終わってしまいましたが、次号もお楽しみに!